

平成 28 年 12 月 22 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

(担当・内線) 相談支援係 村岡 高橋(3149)

(代表電話) 03 (5253) 1111

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。

【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,741）及び全都道府県を対象として、平成 28 年 4 月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※ 平成 23 年 4 月時点の調査対象は、全国 1,747 市町村、47 都道府県のうち被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）を除く 1,619 市町村、44 都道府県であるため、平成 23 年 4 月時点の状況や平成 22 年度の実績については被災 3 県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 56%、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が 44%。
- 実施方法は、直営のみが 10%、委託を含むが 90%。
- 運営方法は、事業の対象とする障害の種類を定めていない「3 障害一元化」して実施が 82%。
- 対応日・対応時間は、24 時間 365 日対応が 28%。

II 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）

- 居住サポート事業は 15%が実施。
- 成年後見制度利用支援事業は 84%が実施。

Ⅲ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 8,684 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所(委託相談支援事業所)は 24% (2,067 事業所)。
- 指定一般相談支援事業所数は 3,357 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所(委託相談支援事業所)は 41% (1,389 事業所)。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は 17,809 人。

Ⅳ 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 平成 18 年度から平成 27 年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者は 98,094 人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者は 159,712 人。

Ⅴ (自立支援) 協議会

- 市町村の 97%、都道府県の 100%が設置。

【調査結果の概要 (市町村)】 (括弧内は別添資料 1 : 調査結果 (市町村) のページ数)

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 56% (982 市町村)、複数市町村共同 (単独+複数市町村共同を含む) が 44% (759 市町村)。(P1)

- 実施方法は、直営のみが 10% (171 市町村)、委託を含むが 90% (1,570 市町村)。(P1)
〈障害者相談支援事業の実施方法〉

実施方法	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
直営のみ	18%	15%	12%	11%	11%	10%
委託を含む	82%	85%	88%	89%	89%	90%

- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 82% (1,428 市町村)、障害種別ごとに実施が 15% (255 市町村)、地域包括支援センターと一体的に実施が 2% (42 市町村) 等。(P1)
〈障害者相談支援事業の運営方法〉

運営方法	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
3 障害一元化して実施	75%	79%	82%	82%	82%	82%
障害種別ごとに実施	20%	17%	15%	14%	14%	15%
地域包括支援センターと一体的に実施	4%	3%	2%	3%	3%	2%

- 28% (486 市町村) が 24 時間 365 日対応。(P1)
- ピアカウンセリングは、29% (513 市町村) が実施。(P2)
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 78% (402 市町村)、知的障害が 49% (250 市町村)、精神障害が 72% (369 市町村)。(重複あり)
- 平成 28 年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、229.9 億円。(P2)

- ※ 地域活動支援センターⅠ型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費などを含めて報告している市町村が存在するため、必ずしも正確な市町村の相談支援に係る委託費の予算額とはなっていない。
- ※ 1,741市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,570市町村）で単純に割った場合、1市町村当たり1,464万円。
（委託している市町村（1,570市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営＋委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれていることに注意が必要。）

2 基幹相談支援センターについて

- 27%（473市町村・534箇所）が設置。このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは84%（446箇所）。（P5）

〈基幹相談支援センターの設置状況〉

実施状況	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月
実施市町村数	156	314	367	429	473
実施率	9%	18%	21%	25%	27%

- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が22%（116箇所）、公共施設が26%（137箇所）など。（P5）

3 基幹相談支援センター等機能強化事業について

- 47%（816市町村）が実施。（P6）

4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

- 15%（257市町村）が実施となっている。（P7）

※ 同事業は、平成24年度から地域移行支援・地域定着支援でも対応が可能。

〈住宅入居等支援事業の実施状況〉

実施状況	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月
実施市町村数	227	208	191	220	253	257
実施率	14%	12%	11%	13%	15%	15%

- 平成27年度の居住サポート事業における入居支援の実利用者は454人、24時間支援の登録者数は652人。

入居支援の実利用者454人のうち、一般住宅への入居に結びついた実利用者数は420人。（P8）

5 成年後見制度利用支援事業等について

- 84%（1,470市町村）が実施。（P9）

〈成年後見制度利用支援事業の実施状況〉

実施状況	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月
実施市町村数	751	1,240	1,322	1,360	1,414	1,470
実施率	46%	71%	76%	78%	81%	84%

- 対象者は、実施市町村のうち、「市町村長申立てのみ」が59%（870市町村）、「市町村長申立て以外も含む」が41%（600市町村）。（P9）

※ 対象者については、平成19年度までは「市町村長申立て」に限定していたところであるが、成年後見制度の利用を促進する観点から、平成20年度より「市町村長申立て以外も含む」とした。

- 平成 27 年度の利用者数は 2,211 人となっており、年々増加。(P10)

〈成年後見制度利用支援事業の利用者数〉

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数	483 人	642 人	929 人	1,280 人	1,611 人	2,211 人
対前年比	+72 人	+159 人	+287 人	+351 人	+331 人	+600 人

- ・ 利用者数 2,211 人を助成対象別にみると、「申立費用のみ助成」が 659 人、「成年後見人の報酬のみ助成」が 1,225 人、「申立費用及び成年後見人の報酬を助成」が 327 人。

- 利用者 1 人当たりの平均助成額（年間）は、申立費用が概ね 1.7 万円、成年後見人等の報酬が 23.0 万円。(P10)

※ 助成総額を、利用者数で単純に割った場合の助成額。

- 成年後見制度法人後見支援事業については 267 市町村が実施。(P11)

6 (自立支援) 協議会について

- 97% (1,696 市町村) が設置となっており、年々増加。(P12)

〈(自立支援) 協議会の設置状況〉

設置状況	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
設置市町村数	1,444	1,629	1,650	1,651	1,669	1,696
設置率	89%	94%	95%	95%	96%	97%
協議会数	1,043 協議会	1,137 協議会	1,155 協議会	1,160 協議会	1,169 協議会	1,196 協議会

- 1,196 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 81% (967 協議会)。(P12)

7 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 8,684 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 24% (2,067 事業所)。(P14)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所数〉

	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
指定特定・指定障害児相談支援事業所数	2,907	2,851	4,561	5,942	7,927	8,684
委託相談支援事業所数	1,964 68%	1,691 59%	2,032 45%	2,252 38%	1,952 25%	2,067 24%

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 51% (4,475 事業所)、特定非営利法人が 18% (1,526 事業所)、医療法人が 5% (394 事業所) など。(P14)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 65% (5,680 事業所)、障害者支援施設が 12% (1,021 業所) など。(P14)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で業務に従事する数は 22,076 人。

22,076 人のうち、相談支援専門員の数は 17,579 人。

22,076 人のうち、ピアカウンセラーの数は 1,133 人。(P15)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数〉

	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
相談支援専門員の人数	5,601 人	5,676 人	8,915 人	11,800 人	15,575 人	17,579 人

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めている。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の5%（422事業所）が特定事業所加算を受給。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の8%（724事業所）が24時間365日対応。（P16）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の対象者は、「3障害+障害児」が60%（5,235事業所）、「3障害のみ」が17%（1,489事業所）、「障害児のみ」が6%（495事業所）、「その他」が17%（1,465事業所）。（P16）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は154事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は40事業所など。（P16）

【調査結果の概要（都道府県）】（括弧内は別添資料2：調査結果（都道府県）のページ数）

1 指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は3,357事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は41%（1,389事業所）。（P1）
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が61%（2,042事業所）、特定非営利法人が16%（543事業所）、医療法人が8%（254事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が60%（2,001事業所）、障害者支援施設が13%（440事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業所で業務に従事する数は10,586人。
10,586人のうち、相談支援専門員の数は8,232人。
10,586人のうち、ピアカウンセラーの数は601人。（P2）
- 指定一般相談支援事業所の16%（545事業所）が24時間365日対応。（P3）
- 指定一般相談支援事業所の対象者は、「3障害+障害児」が70%（2,345事業所）、「3障害のみ」が14%（488事業所）、「障害児のみ」が1%（28事業所）、「その他」が15%（496事業所）。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は121事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は29事業所など。（P3）

2 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）について

- 79%（37都道府県）が実施。（P4）
〈都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）の実施状況〉

実施方法	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月
実施都道府県数	34	35	37	41	38	37
実施率	77%	75%	79%	87%	81%	79%

3 障害児等療育支援事業について

- 44 都道府県が実施。また、67 指定都市・中核市のうち、54 市が実施。(P6)

4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から平成 27 年度までの間の、初任者研修修了者の合計は 98,094 人、現任研修修了者の合計は 24,595 人。(P7)

〈初任者研修・現任研修修了者数〉

	～平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
初任者研修 修了者数	35,289	5,441	4,477	5,605	8,563	9,847	14,903	13,969	98,094
現任研修 修了者数	3,368	1,754	1,848	3,077	3,280	3,400	3,463	4,405	24,595

5 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について

- 平成 18 年度から平成 27 年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が 133,428 人、児童発達支援管理責任者研修が 26,284 人。(P8)

〈サービス管理責任者研修の修了者数〉

分野	～平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
介護	12,212	4,404	4,112	5,639	4,662	4,580	4,522	4,938	45,069
地域生活 (身体)	1,349	303	315	379	270	238	382	292	3,528
地域生活 (知的・精神)	11,721	3,733	3,607	4,566	4,009	3,957	3,835	4,013	39,441
就労	11,286	4,158	4,010	5,438	4,957	4,879	5,081	5,581	45,390
合計	36,568	12,598	12,044	16,022	13,898	13,654	13,820	14,824	133,428

〈児童発達支援管理責任者研修の修了者数〉

	～平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
合計	2,886	1,224	1,477	2,525	3,355	3,847	5,267	5,703	26,284

6 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。(P9)
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 40 都道府県（85%）。(P9)
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 41 都道府県。このうち、課題別に設置している都道府県は 40 都道府県。また、人材養成関係が 23 都道府県、相談支援関係が 24 都道府県、就労関係が 17 都道府県。（重複あり）(P10)